# 第33回入善町農業委員会議事録

令和2年4月8日午後1時30分から第33回入善町農業委員会が2F第2・第3会議室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

#### 出席委員 17名

1番	五十里章	2番	米澤一博	3番	中島茂樹	4番	髙澤清晶
5番	島瀬康一	6番	塚田周一	7番	城崎久満	8番	松 原 二美榮
9番	米 山 義 隆	10番	鍋嶋太郎	11番	上島幸夫	12番	谷口和子
13番	米 田 喜代美	15番	愛場義豊	16番	田中吉春	17番	酒 井 良 博
10平	E. 百 均						

18番 長原 均

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長 長 島 努 入善町農業委員会 係 長 島 尻 淳 子 入善町農業委員会 主 事 道 下 玲 也 入善町農業委員会 主 事 上 原 祐里奈

### 議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件

日程第2 議事録署名委員決定の件

日程第3 議案第117号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件

日程第4 議案第118号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第119号 農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第120号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

日程第7 議案第121号 入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

### 議長(鍋嶋 太郎)

ご苦労様です。新型コロナウイルス感染症に関して、私のところでは毎朝検温して出勤するようにしています。今後も注意してコロナを封じ込めたいところであります。今回はコロナの感染拡大防止に配慮した形での異例な会となりましたが、速やかな議事進行にご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

## 議長(鍋嶋 太郎)

それでは第33回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

## 議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

-- 議事録署名委員決定の件 --

### 議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。17 番酒井委員と 18 番長原委員に決 定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

#### 議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

#### 議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第117号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件を議題 といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

#### 事務局

議案第117号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めないことについて、決定を求めます。令和2年4月8日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

別段の面積についてですが、農地法では、農地の所有権等を取得する場合の要件として、その取得後の経営面積が50a以上にならなければならない、と規定されています。これがいわゆる5反歩要件です。 平成21年12月の農地法改正後は、この下限面積を、農業委員会の判断で引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。

この別段の面積の設定の必要性については、毎年検討し、農業委員会で決定するよう求められております。そこで新年度初めの今回の農業委員会で、再び、別段の面積を定めないことを確認したいと思います。

そこでまず、農地法施行規則第 17 条に基づく別段の面積を設定する場合の基準について確認いたしますが、別段の面積は 10a 以上 50a 未満の範囲内で設定すること、区域内において農業委員会が定めようとする別段の面積未満の農地を耕作する者の数が 40%を下らないこと、当該区域における農地の利用の現況及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること、当該区域内に遊休農地等が相当程度存在すること、と規定されております。

そこで入善町の状況を見てみますと、2015 年農林業センサスによると、全農家数 1,318 戸のうち、50a 未満の農家数は 62 戸ですので、経営面積 50a 未満の農家数の割合は、4.7% となります。また、遊休農地の面積は、令和元年度末現在で 2,907 ㎡となっております。農地の集積率については、こちらも令和元年度末現在で、65.5%であり、認定農業者数は 124 経営体となっています。

これらのことから、現在、入善町では農地の利用集積や担い手農家の育成について、県内でも上位のレベルで進んでおり、また、遊休農地が極めて少ないなど、先進的な地域となっています。したがって、農地の権利取得の下限面積について 50a 以下の別段の面積を設定しなくても、農地の集積が進まないとか、遊休農地が発生するといったことは懸念されず、将来においても懸念材料にはならないと想定されます。

よって昨年と同様に、「別段の面積の設定は必要ない」と、入善町農業委員会として決定したいと考えます。

以上、よろしくお願いします。

### 議長(鍋嶋 太郎)

それでは、この件について、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いします。

(質問・意見なし)

#### 議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

### (全員「異議なし」の発言あり)

### 議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

#### 議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第118号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局

議案第118号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は東狐〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は361 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は富山市四ツ葉町○○の○○さん、譲受人は入善町道古○○の○○さんです。申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は事務所から自動車で10分ほどであり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者が農地所有適格法人であることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないという ものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、1,358,575 ㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における 農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を 満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

以上、1件です。よろしくお願いいたします。

#### 議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

## 島瀬委員

申請番号1番ですが、この件は、3月19日に譲受人が書類を持っていらっしゃいました。譲渡人は現在県外にいるため耕作ができず、譲受人が耕作をしている状態で、今回譲渡人が田んぼを譲ったという形

です。問題ないと思いましたので確認印を押しました。

#### 議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

### 議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

### 議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第118号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

#### 議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

#### 議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第119号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から 説明をお願いいたします。

### 事務局

議案第119号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、100件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請です。従いまして、議案第120号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和2年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋会長。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとすることとなっております。今回は、件数が多いため、別紙にて報告させていただきます。

## まず、新規設定です。

入善地区 1件、1筆、4,018㎡ 上原地区 2件、9筆、21,365㎡ 青木地区 5件、8筆、12,391㎡ 飯野地区 69件、105筆、140,419㎡ 小摺戸地区 5件、23筆、32,080㎡ 新屋地区はありません。 椚山地区はありません。 横山地区はありません。 野見地区はありません。 野中地区はありません。 以上、新規の合計は、82件、146筆、210,273㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。 上原地区はありません。 青木地区はありません。 飯野地区 17件、25筆、55,519㎡ 小摺戸地区はありません。 新屋地区はありません。 椚山地区はありません。 横山地区はありません。 横山地区はありません。 舟見地区 1件、2筆、3,922㎡ 野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、18件、27筆、59,441㎡です。 新規、再設定合わせて、100件、173筆、269,714㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用 地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合してい ると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進 に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める 農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、 該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

#### (質問・意見なし)

### 議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

### 議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第119号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第120号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

### 議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

### 議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第7、議案第121号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局

議案第121号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。令和2年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は令和2年3月16日受付分について、意見を求めることになります。今回は、農振除外の申請が1件です。

受付番号1番。除外願出者は入善町上野〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、上原地区上野〇〇の内の計1筆、地目は田、面積は625 m²で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、申請人が結婚することを機に自己の住宅が必要となり、 農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振 法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請人は、現在、既存地にて母と姉の3人で生活していますが、今回結婚することとなり自己の住宅を建築する予定です。当初、既存地内で建設することを検討しましたが、既存地は町道から70~80メートル離れており、積雪時の除雪が大変であるため、町道に沿った申請地にて建築する計画です。

申請面積は 625 ㎡であり、住宅、駐車場、納屋等として利用するための必要最小限の面積であります。 また、建築後、既存地には引き続き母と姉が生活しますが、将来的には申請地にて申請人家族と生活する予定であり、既存地はすべて農地にする計画であるため、問題ないと考えます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満 たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水は確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的

な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、団体営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成5年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外1件です。よろしくお願いいたします。

### 議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

### 議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

### (全員「異議なし」の発言あり)

### 議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 121 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

### (全員「異議なし」の発言あり)

### 議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

#### 議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしましたが、その他、何かご意見等はございませんか。事務局からも何かありませんか。

### 事務局

総会の開催案内に同封させていただいた、活動記録簿の提出をお願いいたします。また、年に1回の能率給の支払いを、今月中に予定しておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、配布物の確認です。お手元の冊子は2020年度農業委員会活動記録セットです。皆さんの任期は7月19日までとなっておりますが、残り3か月もこちらを使って記録を残していただきたいと思います。もう1枚のリーフレットはアグリとやまの春号です。ぜひご一読いただければと思います。事務局からは以上です。

#### 議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はございませんか。

### (全員 意見なし)

## 議長(鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第33回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、5月8日金曜日、午前10時から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時00分)